

紙媒体（アルバム）による資料提出について

「申請症例に関する資料の作成基準および送付方法」について、1, 2は同じです。3, 4については、下記の要領に従ってください。

3 資料整理および貼付方法等

- (1) すべての資料に症例番号、患者指名、治療内容（初診時、歯周外科処置、SPT 等）、および資料採取日を記入する。
- (2) 口腔内写真は左右側を歯周ポケット検査表およびX線写真の左右と一致させてL判に紙焼きする。X線写真は全顎を一枚にして、原寸大以上の大きさに紙焼きする。
- (3) 口腔内写真およびデンタルX線写真は市販の加除式アルバム(約32 × 30cm)1冊に貼付する。表紙には自分の名を記すこと。
- (4) 口腔内写真およびデンタルX線写真は、見開きの左ページに初診時、右ページにSPT時の写真を貼付する。術中、あるいはそれ以外の写真はその後の頁に貼付する。
- (5) 本試験のケースプレゼンテーション症例は症例番号1番とし、歯周外科処置の術式が分かる術中写真を添付する。
- (6) 日本歯周病学会のホームページからダウンロードした規定の様式（Word 様式1-8）に申請書類とすべての症例の報告書を入力記載し、紙媒体にプリントし、必要な箇所に指導医の検印を受ける。それらを角2（A4）サイズの封筒に入れ、申請者氏名を記入する

4 送付方法

3の資料と一緒に「ゆうパック(書留)」または「宅配便」で各社の専用の袋を用いて送付すること（送付先は、「申請症例に関する資料の作成基準および送付方法」を参照）。

日本歯周病学会専門医委員会